

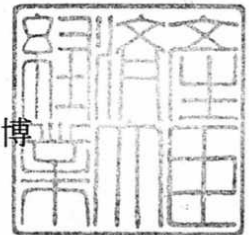
経 済 産 業 省

平成18・03・31商第2号

平成18年4月14日

松田 幸志 殿

経済産業大臣 二階 俊博



電気楽器等に関する特別承認について

平成18年3月30日付けをもって申請のあった経済産業省のホームページの「特別承認に係る電気楽器等一覧」に掲げる電気楽器等（「特別承認に係る電気楽器等一覧」の変更があったときには、その変更後のものに掲げる電気楽器等。）については、電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「法」という。）第8条第1項第1号（第27条第2項第1号）及び第43条第1項の規定に基づき下記条件を付し承認します。

なお、条件を付したことについて、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。

記

1. 本承認を受けた事業者であることを顧客が分かるようにしておくこと。
2. 申請に係る電気楽器等を販売する際には、「法第10条第1項の表示が付されていない電気用品であり、取扱いに慣れた者に対して販売する」旨を顧客が理解できるよう説明等を行った上で、その顧客が「取扱いに慣れた者」であることを確認すること。
3. 申請に係る電気楽器等の販売実績（販売機種名、販売年月日、購買者の氏名、購買者の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス又はその他の連絡先のいずれか一以上）及び上記2.の確認の有無）を3年間記録に残すこと。